

住宅宿泊事業法の概要について

生活衛生課

1 背景・必要性

- 我が国の民泊サービスの急速な普及と多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応
- 業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、これらの者の来訪及び滞在を促進

2 制度の概要

(1) 住宅宿泊事業

生活の本拠として使用するために必要な台所、浴室、便所、洗面設備が設けられている家屋に、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業であって、宿泊させる日数が一年間で180日を超えないもの。

(2) 住宅宿泊事業者

- ・ 知事に届出をして住宅宿泊事業を営む者をいい、その適正な遂行のために、衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等を行う。
- ・ 家主不在型の場合は、住宅宿泊管理業者に住宅宿泊業務や住宅の維持保全業務を委託して実施する。
- ・ 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊仲介業者に宿泊者との宿泊契約の締結の仲介を行わせることができる。
- ・ 知事は、住宅宿泊事業者を監督する。

(3) 条例による住宅宿泊事業の実施の制限

法の趣旨を踏まえ、県内における民泊の実態、地域の実情に詳しい市町村の意見などを考慮して、条例による制限は行わないこととする。

(4) 施行期日

平成30年6月15日（同年3月15日から、準備行為としての住宅宿泊事業の事前届出を受け付ける。）

3 実施体制

各地域振興局福祉環境部が、住宅宿泊事業の届出の受理や監督業務を行う。

